

## 排出基準を超える放射性物質濃度の排水の海洋放出について

平成23年4月4日

原子力安全・保安院

1. 東京電力は、原子炉等規制法第64条第1項に基づく危険時の措置として以下を実施するとしている。
  - ▶ 2号機タービン建屋地下階に滞留している高濃度の放射性排水が環境中に漏えいしていることから緊急に当該排水を別の場所に移送する。これに際し、現在既に海水由来の低濃度の放射性排水が存在している集中廃棄物処理施設を移送先とすることを予定しているが、移送先としての貯蔵容量を確保するため、既に存在する低濃度の放射性排水の移送先を確保できないことから海洋に放出する。
  - ▶ 5号機及び6号機のサブドレンからの排水を事故発生以降停止しているため、地下水が上昇し、6号機の原子炉建屋、タービン建屋等に漏水し始めており、これを放置した場合には、5号機及び6号機の原子炉の安全確保上重要な設備を水没させる可能性が懸念されていることから、サブドレン内の低濃度の放射性物質を含む地下水を海洋に放出する。
2. このため、原子炉等規制法第67条に基づき海洋への放出に係る報告（海洋放出に係る事実関係）、影響評価、放出の考え方等を東京電力に求め、東京電力が当該措置を原子炉等規制法第64条第1項に基づく危険時の措置として実施することについて以下の点を確認し、人の健康への有意な影響はなく、大きな危険を回避するためにやむを得ないものと判断した。
  - ▶ 2号機タービン建屋地下階に滞留している高濃度の放射性排水の環境中への排出を抑制する必要があるため、そのために、集中廃棄物処理施設を利用することが必要である。また、5号機及び6号機サブドレンの排出を行うことが5号機及び6号機の原子炉の安全確保上重要な設備を守る上で必要である。しかしながら、集中廃棄物処理施設、サブドレンに存在する低濃度の放射性排水の移送先が無く、海洋に放出せざるを得ない。
  - ▶ 海洋への放出による影響を低減させるため、放出先としては、汚染を拡大する湾内ではなく、湾外に直接放出するなど、現状にお

いて取り得る最適な放出先の選定がなされている。

▶低濃度の放射性物質を含む排水を海洋へ放出することによる人への影響については、全身実効線量として年間0.6mSvと評価されており、原子炉等規制法に基づく線量限度である年間1mSvを下回っていることから、問題はないものと考えている。

3. また、当院において確認した内容を踏まえ、原子力安全委員会の技術的助言を求め、緊急やむを得ない措置として、海洋放出を実施するに当たっての助言を得た。

4. 現在実施している海洋モニタリングを着実に実施するとともに、さらに強化（測定ポイントの増加、実施頻度の増大）することにより、海洋放出による放射性物質の拡散による影響を調査・確認し、情報公開に努めること、併せて、海洋への放出を可能な限り低減するための方策を強化することを東京電力に指示した。